

(別紙)

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について（R6.1改正版）

(渡島総合振興局西部森林室)

北海道との電子契約については、落札者（又は決定者）の承諾を必要とする「希望制」としております。

つきましては、渡島総合振興局西部森林室が発注する全ての工事及び工事に係る委託業務において、速やかに契約手続きを行うため、次のとおり入札書（又は見積書）の投函に併せて「契約に関する申出書」を提出していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

水産林務部総務課管理系のホームページに掲載しております。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanri_group.html

2 申出書の提出方法について

次の方法により提出してください。

(1) 電子入札の場合

電子入札システムの「電子契約用資料」のボタンから「契約に関する申出書」を登録してください。

※「工事費（委託費）内訳書」はこれまでどおり「内訳書BOX」に添付してください。

(2) 紙入札の場合（電子入札案件への紙参加の場合を含む）

開札日に「契約に関する申出書」を持参し、落札者等となった場合に担当者へ提出してください。

3 留意事項

(1) 「契約に関する申出書」は、入札参加案件ごとに必要です。

(2) 随意契約（少額の工事や三者検討会など）の場合、これまでは「契約に関する申出書」を「内訳書BOX」に添付していただいていたところですが、電子入札システム改修に伴い、「契約に関する申出書」は「電子契約資料」のボタンから登録してください。

※随意契約の場合、従前どおり「内訳書BOX」は表示されなくなります。

(3) 「契約に関する申出書」の添付がない場合、または、「電子契約資料」に「契約に関する申出書」の登録がなかった場合でも、入札書（又は見積書）は無効とはなりませんが、添付漏れ等がないよう、入札金額等の送信前に、今一度、確認していただきますようお願いします。

(4) 工事の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合電子契約に承諾したものとみなす取扱いとなります。